

岡山県産業廃棄物処理税制度の概要

納税義務者	排出事業者又は中間処理業者（最終処分場に産業廃棄物を搬入する者）
課税標準 率	最終処分場への搬入量1トンにつき1,000円
仕 組 み	<pre> graph TD A[排出事業者] -- 課税 --> B[最終処分業者] C[中間処理業者] -- 課税 --> B A -- "(自社処分)" --> D[県] C -- "(自社処分)" --> D B -- "特別徴収義務者" --> D A -- "納税義務者" --> D C -- "納税義務者" --> D </pre> <p>排出事業者 納税義務者 (自社処分) 申告納付</p> <p>中間処理業者 納税義務者 (自社処分) 申告納付</p> <p>排出事業者 課税</p> <p>中間処理業者 課税</p> <p>最終処分業者 特別徴収義務者 申告納入</p> <p>県</p>